

新型コロナウイルス感染症対応に係る行動指針 Ver. 25

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが2類から5類に移行します。これを受けて、厚生労働省は新型コロナウイルス感染症の対処方針を法律に基づき政府として一律に求めることはなくなり、原則として個人や事業者の自主的な判断にゆだねることを基本とするとなりました。

法的な位置づけは変更されますが、ウイルスはなくなったわけではなく、まだなお、京都府内では新規感染者が継続して発生している状況です。当法人においては、利用者・職員の命と健康を守るため、職員の皆さんには心身ともに負担をかけますが、引き続き下記の指針にもとづいて慎重な行動をお願いします。

本指針は、当法人に勤務するすべての職員に対し、情報を共有し感染防止対策をお願いするものです。

1. 新型コロナウイルス感染症陽性の場合の出勤基準

(1) 出勤を控える期間

- ・特に発症後5日間で他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目（※1）として5日間は出勤を控えてください。かつ、
- ・5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、出勤を控えてください。
- ・発症後5日目で症状がなければ、6日目から出勤は可能ですが、10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、常時、不織布マスクを着用し、ソーシャルディスタンスをとる等周りの人へうつさないよう配慮してください。

（※1）無症状の場合は検体採取日を0日目とする。

(2) 「濃厚接触者」の取り扱い

5類感染症に移行後（5月8日以降）は、保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはありません。また、「濃厚接触者」として法律に基づく外出（出勤）自粛は求められません。しかし、家庭内感染の可能性が高いことから同居家族に感染が判明した場合は、上司へ報告し、家族の発症から3日目までは、出勤前に抗原定性検査で陰性を確認した後、出勤してください。加えて5日目までは、常時、不織布マスクを着用し、利用者への直接処遇は行わず、別室で事務を執る等、周りの人へうつさないよう配慮してください。（6日目以降は通常通りの業務を行ってください）

出勤を控える期間は何日？		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目 X日目	7日目… X+1日目…	10日目 10日目	
職員本人が陽性	5日目以降に症状軽快	発症日	出勤を控える(発症日を0日目として5日間+症状軽快後24時間)				症状継続	症状軽快して24時間程度	通常勤務(検査不要) (常時マスク着用等自主的な感染予防行動の徹底)		
	4日目までに症状軽快または無症状	発症日 (検体採取日)	出勤を控える(発症日を0日目として5日間)						通常勤務(検査不要) (常時マスク着用等自主的な感染予防行動の徹底)		
同居家族が陽性		最終接触日	抗原検査キットで陰性確認後出勤可 (直接処遇従事しない)			出勤前検査不要 (直接処遇従事しない)		通常勤務			

2. 5月8日以降の職員の行動について

- (1) 職員は、引き続き福祉施設従事者であることの自覚をもって感染予防に努めてください。
- (2) 職場内では、マスクを着用してください。
- (3) 基本的な感染対策として、職場内では手洗い等の手指衛生、換気を継続してください。
- (4) 出勤前に検温し、発熱や呼吸器症状がある場合、出勤を自粛し、各センター並びに事業本部まで報告してください。
- (5) 多くの人が集まる場所では、混雑の状況に十分気をつけて、基本的な感染対策の実践等感染リスクを回避する行動をとってください。
- (6) 同居家族(同居・別居を問わない)に、感染が判明した場合、上司に報告し、抗原定性検査を実施してください。(抗原定性検査キットは法人で準備します)
- (7) 職場内では、食事中の会話を慎んでください。

3. 5月8日以降の入所者・通所者・会館利用者について

- (1) 施設入所者・通所者・会館利用者に対しては、施設内でのクラスター発生予防のため、マスク着用を推奨してください。
- (2) マスクを着用せず来館した会館利用者等に対しては、感染予防のためマスク着用を促してください。あわせて、マスクを各事業所において備え付けてください。
- (3) 施設入所者・通所者・会館利用者にて体調不良の訴え等がある場合は、部屋に戻る、帰宅を促す等適切に対応してください。

4. 施設内で集団感染が発生した場合の保健所への報告基準(ノロやインフルと同じ)

- (1) 同一の感染症(疑いを含む)による死亡者、または重篤な患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- (2) 同一の感染症の患者(疑いを含む)が10名以上または全利用者の半数以上発生した場合
- (3) (1)及び(2)に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合